



地域（亀山市）と連携の取れた三重県づくり
三重県議会議員 県政レポート
長田たかひさ

2017年1月
No.32



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等

- 防災県土整備企業 常任委員会 委員（防災対策部、県土整備部、企業庁の所管及びこれに関連すること）
- 予算決算常任委員会 委員（予算、決算及びこれに関連すること）
- 広聴広報会議 委員
- サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会 委員
- 選挙区調査特別委員会 委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

●本会議一般質問(平成28年11月29日)から

① リニア中央新幹線の三重・奈良ルートと駅位置の早期確定について

Q.平成28年11月の「平成29年度予算の確保に向けた国への要望」では、「リニア中央新幹線の三重・奈良ルートと駅位置の早期確定によるリニアインパクトの最大化」(図1)と、より具体的になっているが、今後の方向性は。

A.一日でも早い全線開業とリニア中間駅を核とした地域づくりへの支援を求めていく。このため、まずはルート及び駅位置を早期に確定させるために、国からもJR東海に対し、速やかに環境影響評価手続きに着手するよう働きかけてもらう。これにより、工期の短縮に資する用地取得や残土処理などにかかる地元との協力体制を早い段階から構築することが可能となる。また、リニアの整備効果を県内全域に波及できるよう、例えば、リニア中間駅と在来線との効果的な接続に向けた取り組みに対する財政支援など、リニアインパクトが最大化し、地方創生に資する取組への支援を求めていく。これにより、リニア中間駅と主要地方都市、主要観光地などを結ぶ広域交通ネットワークの整備や、駅周辺の魅力あるまちづくりなど、地方創生回廊の結節点となるための環境整備が可能となる。

② 踏切道における交通の安全対策について

③ ため池の防災・減災対策について

Q.平成25年度から平成27年度の3か年で実施した「ため池一斉点検」の結果を踏まえ、今後、どのように防災・減災対策を進めていくのか。

A.県内の全ため池3,162か所のうち、受益面積が、0.5ha以上の2,692か所(亀山市232か所)について、一斉点検を実施した。その中で、下流への影響や、堤の高さ等を勘案して市町が設定した「防災重点ため池」は、540か所(亀山市14か所)(図2)あり、点検の結果「詳細な調査の優先度が高い」と判定されたため池は、196か所(亀山市8か所)あり、「防災重点ため池」については、順次、詳細調査(耐震調査)を実施している。県や市町等が主体となって国の補助制度(表1)を活用し、これらのため池については、整備を行うことができる。

図1 リニア中央新幹線の三重・奈良ルートと駅位置の早期確定によるリニアインパクトの最大化

(国土交通省)

【現状】

「未来への投資を実現する経済対策」において、財投債を原資とする財政投融資の手法を積極的に活用・工夫し、リニア中央新幹線の全線開業を最大8年間前倒しする方針が決定されました。

【課題】

リニア中央新幹線の三重・奈良ルート及び駅位置を早期に確定するため、速やかに環境影響評価手続きに着手する必要があります。また、リニア中間駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備などに速やかに取り組む必要があります。

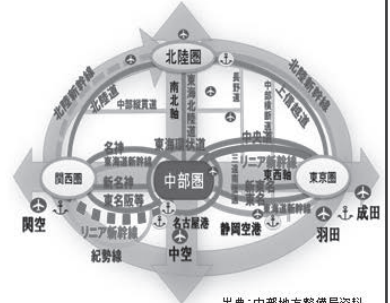
【リニアが新たなステージへ】



【リニア中央新幹線 三重・奈良ルート】



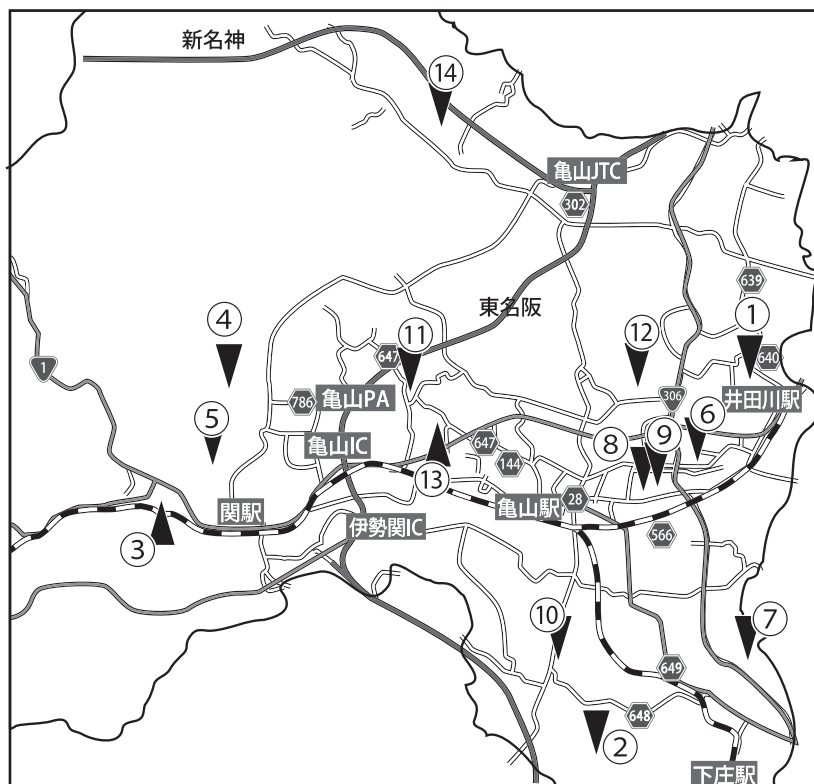
【スーパー・メガリジョン形成と地方創生促進】



出典：中部地方整備局資料

【要望項目】

- 1 リニア中央新幹線の三重・奈良ルート及び駅位置を早期に確定し円滑な工事着工につなげるため、速やかに名古屋・大阪間の環境影響評価手続きに着手すること。
- 2 リニア中間駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、リニアインパクトが最大化し、地方創生に資する取組への支援策を検討すること。



- ① 北谷池
- ② 京丸池
- ③ 城山池
- ④ 石場池
- ⑤ 新池
- ⑥ 和田池
- ⑦ 北山池
- ⑧ 上池
- ⑨ 下池
- ⑩ 田茂池
- ⑪ から池
(道野池)
- ⑫ 長妻池
- ⑬ 長田池
- ⑭ 東瑞池

図2 防災重点ため池(太字は詳細な調査の優先度が高いため池)

表1 農村地域防災減災事業(ため池整備事業)(小規模)実施要件の主な概要

事業名	事業内容 (主なもの)	採択要件					負担割合
		かんがい 受益面積	防災 受益面積	ため池の決壊による 想定被害額(農業外)	貯水量	総事業費	その他要件
地震防災 ため池防災工事	ため池の耐震対策 ・堤体、洪水吐工等の 補強など	2ha以上	7ha以上	4,000万円 以上			国55 県35 その他 10
ため池 整備工事	老朽化したため池の改修 ・堤体の漏水対策 ・洪水吐、取水 施設の改修など	(県営)：10ha以上 (団体営等)：10ha未満 ただし、中山間地域 (県営)：5ha以上 (団体営等)：5ha未満			(団体営等)： 1,000m ³ 以上	800万円 以上	(団体営等)： 関係農家 2戸以上等 (県営) 国55,県30, その他15 (団体営等) 国55,県15, その他30

※()内は、事業主体。

●平成28年定例会（11月～12月）から

■三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

道路交通法等の一部改正により、運転免許試験手数料等の規定が改正されました。尚、平成29年3月12日より適用されます。

① 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

1. 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

●臨時認知機能検査

改正前は3年に1度免許証更新の時だけ受けることとされていた認知機能検査について、一定の違反行為があれば、3年を待たずに、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

●臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

■改正後の認知機能検査・高齢者講習について

70 ～ 74 歳						高齢者講習（合理化） ※1
75 歳～	それ以外	更新時の 認知機能検査	認知機能の低下のおそれなし			高齢者講習（高度化） ※2
			認知機能の低下のおそれ			
			認知症のおそれ	臨時適性検査又は診断書提出命令	認知症でない	
	一定の違反 （★1）	臨時認知機能 検査	認知症のおそれ	臨時適性検査又は診断書提出命令	認知症	運転免許取消・停止 （★2）
			認知機能の低下のおそれ	検査結果が前回より悪くなっている		臨時高齢者講習 ※3
				検査結果が前回と同じ		
			認知機能の低下のおそれなし			講習なし

(★1) 一定の違反行為			
① 信号無視	⑪ 通行区分違反	例：歩道を通行した場合、逆走した場合	
② 通行禁止違反	⑫ 合図不履行	例：右折するときに合図を出さなかった場合	
③ 徐行場所違反	⑬ 横断等禁止違反	例：転回が禁止されている道路で転回をした場合	
④ 進路変更禁止違反	⑭ 指定通行区分違反	例：直進レーンを通行しているにもかかわらず、交差点で右折した場合	
⑤ しゃ断踏切立入り等	⑮ 安全運転義務違反	例：ハンドル操作を誤った場合、必要な注意をすることなく漫然と運転した場合	
⑥ 環状交差点通行車妨害等	⑯ 交差点優先車妨害	例：対向して交差点を直進する車両があるにもかかわらず、それを妨害して交差点を右折した場合	
⑦ 横断歩道のない交差点に	⑰ 交差点右左折等方法違反	例：徐行せずに左折した場合	
おける横断歩行者妨害	⑱ 環状交差点左折等方法違反	例：徐行をせずに環状交差点で左折した場合	
⑧ 横断歩道等における横断			
歩行者等妨害			
⑨ 優先道路通行車妨害等			
⑩ 指定場所一時不停止等			
(★2) 運転免許取消・停止		※1 高齢者講習(合理化)	※2 高齢者講習(高度化)
認知症に該当した場合、その者が6か月以内に認知症が回復する見込みがない場合には免許を取り消し、その見込みがある場合には6か月を超えない範囲内で免許の効力を停止することができる		手数料 4,650円	手数料 7,550円
※免許停止の場合には、停止期間が終了する際に、診断書の提出を求める。		内容・時間	内容・時間
		運転適性検査 (30分)	運転適性検査 (30分)
		双方向型講義 (30分)	双方向型講義 (30分)
		実車指導 (1時間)	実車指導 (1時間)
		個別指導 (1時間)	個別指導 (1時間)
		計 2 時間	計 3 時間
		※3 臨時高齢者講習	※3 臨時高齢者講習
		手数料 5,650円	手数料 5,650円
		内容・時間	内容・時間
		実車指導 (1時間)	実車指導 (1時間)
		個別指導 (1時間)	個別指導 (1時間)
		計 2 時間	計 2 時間

② 運転免許の種類等に関する規定の整備(18歳から取得可能な準中型免許の新設)

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では最短17日で取得可能です。※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークをつけなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することが出来ます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は運転免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前	車両総重量	5トン		11トン	
	最大積載量	3トン		6.5トン	
改正後	車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン	
	最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン	
改正前	普通自動車 普通免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年		大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年	
	普通自動車 普通免許 18歳以上	準中型自動車 準中型免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年	

◆県政報告会を行っています

500回	10月15日	城北地区コミュニティセンター	505回	11月05日	羽若町公民館	510回	11月20日	中村公民館	515回	12月03日	関ヶ丘自治会集会所
501回	10月16日	城北地区コミュニティセンター	506回	11月06日	野尻公民館	511回	11月20日	小野公民館	516回	12月10日	山下町集落農事集会所
502回	10月22日	落針公民館	507回	11月12日	道野公民館	512回	11月26日	太岡寺公民館	517回	12月11日	安知本町公民館
503回	10月24日	和賀公民館	508回	11月13日	天神町公民館	513回	11月27日	楠平尾町集会所	518回	12月17日	池山公民館
504回	10月28日	住山公民館	509回	11月19日	木下町公民館	514回	12月01日	田茂公民館			